

# 館山市農漁業者事業継続支援給付金 申請の手引き

館山市は、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、原油価格や物価の高騰に直面する農漁業者の負担を軽減し、事業継続を支援するため、給付金を支給します。

## <申請受付期間>

令和4年9月1日（木）～令和4年12月23日（金）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

※窓口への提出や電話による問い合わせは、平日午前9時～午後5時まで

## <給付対象者>

○農業者は、令和3年に農畜産物の販売実績等があり、給付対象となる経費の合計額が20万円以上であること。

○漁業者は、市内の漁業協同組合又は同組合の正組合員で、令和3年に水産物の販売実績があり、給付対象となる経費の合計額が20万円以上であること。

上記の農業者又は漁業者であり、かつ、次の①～⑥すべての要件を満たす事業者が給付対象者です。

①館山市内に住所を有する個人事業主又は館山市内に主たる事業所を有する法人であること。

②事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

③市税等の滞納がないこと。

※法人の場合は、その代表者の方についても市税等の滞納がないこと。

※災害等の特別な事情がある場合は、認められる場合があります。

④当該給付金を活用し、今後も事業を継続する見込みがあること。

※やむを得ない休業等の事情がある場合は、認められる場合があります。

⑤館山市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

⑥市の求めに応じ、給付金の交付を行うために必要な書類の提出をすることができること。

## <給付金額>

令和3年分（法人の場合は直近の事業年度分）の確定申告等で申告した給付対象経費に5%を乗じた金額。

1万円未満の端数切り捨て。上限100万円。1事業者につき1回限り。

例) 給付対象経費210万円×5%=10万5千円

1万円未満の端数切捨てのため、給付金額は10万円

本給付金は、事業活動の継続に要する費用として使用していただきます。

本給付金は確定申告の対象となる収入です。

## <給付対象経費>

R3年分（法人の場合は直近の事業年度分）の確定申告等で申告した下記経費

- ・肥料費（農業者のみ）※1
- ・農薬衛生費（農業者のみ）※2
- ・燃料購入費 ※3
- ・価格が高騰している諸材料費 ※4  
（ビニールや漁網等の複数年使用するものを除く）
- ・出荷の際の包装資材費（配送費用、運賃は除く） ※5

## <提出書類>

①館山市農漁業者事業継続支援給付金交付申請書兼請求書（第1号様式）

②令和3年分（法人の場合は直近の事業年度分）の確定申告等の書類

個人事業主 { 令和3年分の青色申告決算書（青色申告の場合）の控えの写し  
又は、収支内訳書（白色・市県民税申告の場合）の控えの写し

法人 直近の事業年度分の決算報告書と法人事業概況説明書の控えの写し

③給付対象経費積算表（別表1）及び根拠書類（領収書・納品書等）

- ・上記<給付対象経費>中の※4と※5の経費を申請する人は必要です。
- ・※1、※2、※3の経費のみの申請の場合、②の確定申告等の書類で給付対象経費の金額を確認できれば不要です。
- ・※3は水道や電気等と同じ勘定科目（動力光熱費など）で申告している場合、燃料購入分の金額を確認するために必要です。
- ・本積算表の代わりに、申請経費にしるしをつけた帳簿でもかまいません。

④誓約書（第2号様式）

⑤通帳の写し等（金融機関・支店名、口座番号、口座名義がわかる部分）

⑥本人確認書類等

個人事業主	運転免許証，健康保険証，マイナンバーカードなど いずれかの写し
法人	履歴事項証明書（事業の目的、代表者の職・氏名・住所の 記載があるもの），定款の写し（代表者の住所がわかるもの を添付）など

#### ⑦その他必要な書類

提出された書類だけでは，給付対象の可否や，給付金額の決定ができない  
場合などは，追加書類の提出をお願いすることがあります。

### 提出書類の入手方法

①③④の様式等は以下の場所，方法で入手できます。

- ・館山市のホームページからダウンロードする。
- ・館山市役所農水産課
- ・館山市内のJA安房各支店
- ・館山市内の各漁協

※給付金の交付を受けようとする事業者は，申請書に必要な書類を添付すると  
ともに，追加書類の提出を求められた場合には速やかに提出してください。

※災害や病気による休業など，特別な事情により販売要件を満たさない場合は，  
特例として交付が認められる場合があります。

### <申請後の手続き>

- ・申請書類の内容や給付対象者であるかどうかを審査し，審査の結果，給付金  
を交付することが適当と認める場合は，申請者に対して「館山市農漁業者事  
業継続支援給付金交付決定通知書」により通知し，指定口座に給付金を振り  
込みます。
- ・審査の結果，給付金を交付することが不適当と認めた場合は「館山市農漁業  
者事業継続支援給付金不交付決定通知書」により申請者に通知します。
- ・申請に不備等があった場合は，市から申請者に対し申請内容の確認，記載  
内容の修正，追加資料の提出等をお願いすることがあります。

### 期間の目安

- ① 申請書提出（書類の不備なしの場合）～交付決定通知書発送 ⇒3～4週間
- ② 交付決定通知書発送～口座への振込み ⇒2週間程度

## <注意事項>

- 申請書類は、必ず控えをとり各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。
- 提出された書類の控えなどの関係書類は、交付決定されたときの翌年から5年間保存しなければなりません。
- 本給付金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本給付金の給付決定を取り消すとともに給付金を返還していただきます。
- 給付金の“振り込め詐欺”や“個人情報搾取”に注意してください。

## <申請方法>

### ○窓口提出の場合

- 館山市役所 農水産課 本庁舎3階 支援給付金担当まで  
受付時間 午前9時～午後5時まで（土曜日，日曜日，祝日を除く）
- 館山市内のJA安房各支店（受け取りのみで内容確認は市が行います）
- 館山市内の各漁協（受け取りのみで内容確認は市が行います）

### ○郵送の場合

（送付先）郵送用宛名ラベル（点線に沿って切り取って使用してください）

〒294-8601  
館山市北条1145-1  
館山市役所 農水産課（支援給付金担当） 宛

※郵送により申請された方で、申請書の提出後1カ月程度経過しても、市から何らの通知や連絡が無い場合は、郵便事故等により申請書類が未着となっている恐れがありますので、農水産課（支援給付金担当）までお問い合わせください。

## <お問合せ先>

館山市役所 農水産課(支援給付金担当)

平日 午前9時～午後5時まで

電話 0470-22-3396 FAX 0470-23-3115

FAX を送るときは農水産課支援給付金担当宛てとわかるようにしてください。